

# 高知市総合運動場野球場売店運営業務に関する仕様書

## 1 高知市総合運動場野球場の概要

### (1) 高知市総合運動場野球場の概要

所在地	高知市大原町158番地
建物構造	鉄筋コンクリート造
面積	<面積>27,000㎡ <競技面積>13,420㎡
完成年月	昭和26年9月
施設概要 収容人数	両翼96m, センター121m 収容人数 7,000人 夜間照明付
利用人数	令和3年度: 15,134人 令和4年度: 17,763人 令和5年度: 19,154人 ※観客人数は含まない

### (2) 使用時間等

使用時間	日の出から午後9時まで
休場日	年末年始(12/29～1/3)

### (3) 野球場の主な利用実績

過去3年の主な利用実績は別紙のとおりです。ただし今後の利用を約束するものではありません。

## 2 高知市総合運動場野球場売店の概要

### (1) 営業場所及び面積

営業場所	面積
高知市総合運動場野球場 1階	46.2㎡

### (2) 営業開始日

令和7年4月1日以降で、高知市(以下「本市」という。)と協議のうえ決定する日。前日までに一切の営業開始準備を整えてください。

※令和7年4月1日以降に営業を開始できますが、令和7年3月31日まで現在の使用者の使用期間となっておりますので、開店前の準備等については本市及び現在の使用者と協議が必要です。

### (3) 営業可能日及び営業可能時間

日の出から午後9時まで。ただし、年末年始ほか休場日(台風等による休場)は営業できません。

※プロ野球公式戦等のナイター開催日はこの限りではありません。

## 3 高知市総合運動場野球場売店運営業務に関する基本事項

### (1) 使用期間等

令和7年4月1日から令和12年3月31日までを基本とします。

なお、高知市運動場条例等に違反した場合や本市が工事その他本市の事業の執行上やむを得ない

理由により施設を利用できなくなった場合は許可を取り消す場合があります。

(2) 売上実績の正確な記録

毎月の売上実績（利用者数、売上額）を正確に記録してください。なお、本市から求められたときは、当該売上実績の報告をしてください。

(3) 売店の使用料（高知市運動場条例による）

区 分		単 位		料 金
売 店	野 球 場	1 店	1 箇月	45,100円

使用料の納付は、前月末を納入期限とします。

(4) 費用負担

- ①売店の開業に必要な一切の経費は、使用者の負担とします。
- ②光熱水費、通信費、その他諸経費は使用者の負担とします。
- ③建物（天井・壁・床等）、備品等について、使用者の責に起因する修繕を行うときは使用者の負担とします。なお、その際は、事前に本市の許可を受けてください。
- ④施設内に設置されている機器以外に必要な備品等については、使用者の負担により設置していただきます。なお模様替え又は特別の設備を付設しようとするときは本市の許可を受けてください。
- ⑤清掃・ゴミ処理にかかる費用は全て使用者の負担とします。

(5) 取扱商品

- ①酒類の販売はできません。
- ②本市が適さないと判断するものは提供できません。

(6) 法令・規則等の遵守

高知市運動場条例及び同施行規則をはじめ関係法令等を遵守すること。また、関係法令等を遵守しなかったことにより発生した問題等については、全て使用者の負担と責任において対処するものとします。

(7) 衛生管理

使用者は、衛生管理に十分注意を払うとともに、万が一、食品衛生上の問題等が発生した場合には、直ちに本市に報告した上で、全て使用者の負担と責任において対処するものとする。

(8) 再委託等の制限

使用者は、売店の運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、あらかじめ書面により本市の承認を受けた場合はこの限りではありません。

(9) 譲渡又は転貸の禁止

使用者は、売店運営業務に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け又は承継させてはなりません。

(10) 期間満了又は許可の取消し

使用期間が満了したとき、又は高知市運動場条例第 10 条の規定により許可を取り消されたときにおいて、使用者自らが投じた費用があっても、使用者はこれらを一切本市に請求することはできません。

(11) 原状回復義務

許可期間が満了した場合又は許可が取り消された場合は、使用者は自己の費用で、市が指定する期日までに使用物件を原状に回復した上で返還しなければなりません。

期日までに原状回復の義務を履行しないときは、本市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを使用者に請求することができることとし、この場合、使用者は本市に対し、何ら異議を申し立てることはできません。

(12) 損害賠償

本市又は第三者に損害を与えたときは、全て使用者の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

(13) 内装

施設・設備の改装による形質変更は原則として認めませんが、原状復旧が可能な範囲の軽易な改装は、使用者負担により別途相談に応じます。

(14) その他

売店使用に関し、定めのない事項が生じたときは双方協議の上解決するものとします。